

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	仕 様 書 番 号		
庁舎防水改修工事	2023E-12		
	防衛大臣承認	令和 年 月 日	
	作 成	令和 5年 5月 24日	
	変 更	令和 年 月 日	
	作成部隊等名	足寄弾薬支処総務科営繕班	

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、足寄分屯地において実施する庁舎防水改修工事（以下、“工事”という。）について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は次によるとともに、土木工事については防衛省整備計画局制定の公土木工事共通仕様書を準拠とする。

- a) 国土交通省公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- b) 国土交通省公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- c) 国土交通省建築改修工事監理指針（下巻）

### 1.3 引用文書

この仕様書に引用する国土交通省公共建築工事標準仕様書は、この仕様書に規定する範囲内において、この一部をなすものであり、入札書または見積書の提出時における最新版とする。

## 2 工事に関する要求

### 2.1 一般的要求

本工事は、発注者が管理する#1庁舎の屋上および各庇の防水を整備するものである。

### 2.2 アスベスト含有の有無

屋上、各庇の既存防水層にはアスベスト含有（アクチノライト）を確認しており、その推定石綿質量分率は0.1～5%であるため撤去等の際は石綿障害予防規則に従った取扱いにより行うとともに工事の詳細は建築改修工事監理指針による。また廃棄物処理については石綿含有廃棄物として関係法令に基づき適正に処理するものとする。

### 2.3 工事実施場所

足寄郡足寄町平和173番地 陸上自衛隊帯広駐屯地足寄分屯地

### 2.4 工事実施日等

- a) 本工期には、工期期間中の日曜日、土曜日、祝日を作業不能日として見込んでいるが、相当の理由がある際は監督官と協議するものとする。
- b) 作業時間の終了時間は午後5時迄を見込んでいるが、相当の理由がある際は監督官と協議するものとする。

のとする。

## 2.5 仮設等

- a) 材料搬入及び発生材搬出に伴う仮設等は受注者の責任において定め、監督官の承諾を受けるものとする。
- b) アスベスト含有物の除去において必要な仮設、養生、作業員の保護具等は受注者の責任において定め、監督官の承諾を受けるものとする。
- c) 庁舎正面玄関庇（キャノピー：車寄せ）に足場設置する場合は普通自動車が行き来できるように、開口を設けるものとする。
- d) 工事に使用する水・電気及び仮設トイレ設置は全て受注者の負担とする。

## 2.6 資材等の仕様

- a) 調達要領指定書（特記仕様書）で示す。
- b) 使用材料は全て受注者が準備するものとし、JIS規格又は同等品以上のもので新品を使用し工事現場に搬入後、監督官の検査を受け合格したものを使用する。
- c) 使用材料は本工事の特性・必要性とされる強度、機能の確保、コスト等に留意しつつ、環境物品等の調達を推進するものとし、やむを得ず材料を変更する必要がある場合は監督官と協議する。
- d) 本工事において、ディーゼルエンジン出力7.5kw～260kwの建設機械（発動発電機、空気圧縮機等）を使用する場合は排出ガス対策型を使用するものとし、低騒音型・低振動型として指定されたものを使用する。ただし、これにより難しい場合は監督官と協議する。

## 2.7 発生材等処理要領

- a) 撤去した発生材等は受注者の責任において各種関係法令を遵守し適切に処分するものとし、金属類については監督官へ引渡すものとする。その際、分別し計量するものとする。
- b) 監督官が指定する金属類の発生材は、監督官の指示する場所へ運搬し集積するものとする。
- c) 産業廃棄物処分にあたり、種別毎にマニフェストE票の写しを1部提出するものとする。

## 2.8 施工要領

施工範囲等は調達要領指定書（特記仕様書）及び図面で示す。

## 3 品質保証

### 3.1 監督・検査

監督及び検査は、発注者が定める監督・検査実施要領による。

### 3.2 品質証明等

監督官が示す製品の品質証明書及び試験成績書は整理し提出するものとする。

## 4 その他の指示

### 4.1 工事写真

工事の施工前、施工後及び工程毎に撮影し、A4-S版に整理し発注者へ提出するものとする。

### 4.2 工事工程表

工事実施に先立ち、工事工程表を作成し発注者へ提出するものとする。

### 4.3 秘密保全及び安全管理

#### 4.3.1 写真

デジタルカメラを使用する場合は工事終了後、保存データを削除するものとし、フィルムカメラを

使用する場合はフィルムを発注者へ提出するものとする。

#### 4.3.2 図面

受注者は、発注者から貸与された図面等を当該関係者以外に貸出、複写、閲覧させてはならない。

#### 4.3.3 安全管理

- a) 本工事の安全管理は遺漏なく行い事故防止に留意するとともに、事故等の発生においては、受注者の責任において処置し、速やかに発注者に報告するものとする。
- b) 工事実施中に、既設物等の不備、又は機能に不良箇所を発見した場合は、直ちに発注者に報告しその処置について指示を受けなければならない。
- c) 受注者は、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。

#### 4.4 疑義

本工事に関して疑義が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。ただし、軽微なものについては、発注者の指示に従うものとし請負金額及び工期については変更しない。

#### 4.5 補償

- a) 工事実施中、既設物等に損害を与えた場合は発注者に報告するとともに、受注者の責任において原状回復させるものとする。
- b) 工事完了後、既設物等が機能不良となりその原因が受注者の責に帰すべき理由のものはその責任において原状回復させるものとする。

#### 4.6 分屯地への立入

- a) 受注者は工事実施期間中の敷地内での行動は発注者の規制（部隊規則）及び関係者の指示を厳守するものとする。
- b) 工事実施地域以外の立入を禁止する。

<b>調達要領指定書</b>  <b>(特記仕様書)</b>	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	3 3 7 9 1 A E 4 0 0 4
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 5 年 5 月 2 4 日
	作 成 部 課	足寄弾薬支処総務科営繕班
	作 成 年 月 日	令 和 5 年 5 月 2 4 日
	仕 様 書 番 号	2 0 2 3 E - 1 2

指 定 事 項

1 工事概要

1.1 工 事 名：庁舎防水改修工事

1.2 工事場所：北海道足寄郡足寄町平和173番地 陸上自衛隊足寄分屯地 #1庁舎

1.3 工 期：契約締結日の翌日から令和5年10月31日

1.4 工事概要：次のとおり

No	工事種別 (内容)	数量
1	建築工事 (特記仕様書及び図面による)	1式

- a) 工事内容の細部については本仕様書および図面によるものとし、記載のない部分は監督官と協議し行うものとする。
- b) 本工事の実施にあたっては、適用を受ける関係法令等を遵守し、各種手続き等は監督官と協議し行なうものとする。
- c) 撤去する既設防水にはアスベストが含有(0.1~5%)しているため、各種関係法令に基づいた工法で実施するものとする。
- d) 工事実績情報の作成、登録
  - 1) 受注者は、工事請負金額500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(CORINS)に基づき、作成・登録するものとする。
  - 2) 受注者は登録前に内容について監督官に確認するとともに、「工事カルテ受領書」の写しを監督官へ提出するものとする。

2 建築工事仕様

2.1 仮設工事

- a) 本工事の実施にあたっての監督官事務所は設けないものとする。ただし、これによりがたい場合は監督官と協議する。
- b) 本工事実施期間中は仮設トイレを設置するものとする。なお、設置場所は監督官が指定した場所とする。
- c) 本工事で仮設足場等を設ける場合は監督官の承諾を受けるものとし、撤去に伴うアスベスト含有物の飛散防止、屋上落下防止及び昇降用等を考慮した必要範囲に設置し、「手すり先行工法に関するガイドライン」について(厚生労働省基発第0424001号 平成21年4月24日)により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機

能を有する足場とする。また、組立及び解体の作業は墜落等による労働災害の防止に努めるものとする。

## 2.2 防水工事

### 2.2.1 既設防水の仕様（種類）

施工箇所		種類	種別	アスベスト含有箇所	備考
庁舎	屋上	屋根露出防水断熱工法	D I - 2 断熱材 厚50mm	アスファルト防水 パラペット立上り部	
	キャノピー (車寄せ)	合成高分子系ルーフィングシート防水	S - F 1 厚1.2mm	シート防水全面 保護歩行板	保護歩行板 あり
	ポーチ (西玄関)				
	A庇				
	B庇				

### 2.2.2 工法及び種類

防水工事の種類等は次による。

施工箇所		改修工法	種類	種別	備考
庁舎	屋上	M 4 A S	改質アスファルトシート防水 (JIS A 6013)	A S - T 2 R種 厚4.0mm以上	仕上塗料塗り
	キャノピー (車寄せ)	S 3 S	合成高分子系ルーフィングシート 防水 (JIS A 6008)	S - F 1 厚1.2mm以上	保護歩行板敷き
	ポーチ (西玄関)				仕上塗料塗り
	A庇				
	B庇				

### 2.2.3 改質アスファルトシート防水

- a) 既存笠木及び水切金物は仮撤去し、復旧は再使用品とする。
- b) 立上り部及びルーフトレン周囲等の必要な既設防水層撤去、下地補修、不要な凹凸の除去、清掃を行うものとする。また下地補修は全体面積の10%を見込む。
- c) 増張り用シートは、出隅・入隅で幅200mm程度、ルーフトレン及び脱気筒周りで100mm以上とする。
- d) 改質アスファルトシートの重ね幅は100mm以上とする。
- e) 立上りの末端部は押さえ金物（再使用品又は新品）で固定した上に、シール材を充填する。
- f) 仕上塗料色の選定は監督官と協議する。
- g) プライマー、シート、シール材、押さえ金物、仕上塗料等は改質アスファルトシートの製造所

の指定する製品とする。

## 2.2.4 合成高分子系ルーフィングシート防水

### a) 共通施工

- 1) 既存防水層等の撤去、不要な凹凸の除去、清掃を行い、床面へ仮防水を施すものとする。
- 2) 出隅・入隅は幅 200 mm程度の増張り用シートを張り付けるものとする。
- 3) ルーフドレン及び排水金物周りは、水勾配を考慮しつつ入念な施工を行うものとする。
- 4) ルーフィングシートの重ね幅は 100 mm以上とする。
- 5) 立上りの末端部は押さえ金物（再使用品又は新品）で留め付けて、シール材で処理する。
- 6) プライマー、シート、シール材、押さえ金物、接着剤、仕上塗料等はルーフィングシートの製造所の指定する製品とする。

### b) キヤノピー施工箇所

- 1) 既存笠木及び水切金物は撤去せず、既存防水層は笠木・水切金物下から撤去し張り替えるものとし、立上りの末端部（既存笠木下・水切金物下）には新規に押さえ金物、水切金物を設置するものとする。
- 2) 新設水切金物は必要な寸法とし、材質はアルミ又はステンレスのものを使用し、必要な位置に設置するものとする。
- 3) 外壁柱面周りの破損箇所は、必要最小限の範囲を除去してモルタル等で補修し塗装をする。なお、その際に一時撤去した水切金物は再使用するものとする。
- 4) 既設保護歩行板は全面撤去し、同範囲を新規に張り替えるものとする。
- 5) 保護歩行板は軽歩行用の保護材とし、参考製品「日新工業(株) トップタイト 厚 6 mm程度」または同等品以上のものとする。なお、色の選定は監督官と協議する。

### c) ポーチ施工箇所

- 1) 既設保護歩行板は全面撤去し、張り替えはしない。
- 2) 既存笠木及び水切金物は仮撤去し、復旧は再使用品とする。
- 3) 仕上塗料色はシルバー色とする。

### d) A・B庇施工箇所

- 1) 既存笠木及び水切金物は仮撤去し、復旧は再使用品とする。
- 2) 仕上塗料色はシルバー色とする。

## 2.2.5 シーリング

### a) 共通施工

- 1) シーリング再充填工法とし、既存シーリング材は可能な限り除去して清掃を行う。
- 2) 施工範囲は主に水切金物、一部の笠木継目等とし図示による。
- 3) 使用するシーリングはMS-2とする。

### b) 屋上施工箇所

水切金物へのシーリング寸法は 20×10 mm程度とする。

### c) キヤノピー施工箇所

- 1) 水切金物及び既設笠木継目へのシーリング寸法は 20×10 mm程度とする。
- 2) 既設トップライト枠及び水切金物へのシーリング寸法は 10×10 mm程度とする。
- 3) 笠木下の新規水切金物へのシーリング寸法は 40×10 mm程度とする。

- d) ポーチ施工箇所  
水切金物へのシーリング寸法は20×10mm程度とする。
- e) A・B庇施工箇所  
水切金物へのシーリング寸法は20×10mm程度とする。

### 2.3 撤去工事

- a) 撤去する防水層（シーリング材は除く）は発注者にて事前にアスベスト含有分析を行っておりアスベスト含有（アクチノライト0.1～5%）を確認している。このため撤去作業については各種関係法令に基づいた工法で実施するものとする。
- b) 各撤去範囲は図示の範囲、又はその範囲内の必要最小限とする。
- c) 発生材及び産業廃棄物区分は次のとおり。

区 分	種 類 等	備 考
発生材 (監督官へ引渡すもの)	—	
産業廃棄物 (受注者が処分するもの)	<b>【石綿含有産業廃棄物】</b> ○アスファルト防水 <ul style="list-style-type: none"> <li>・アスファルトルーフィング（1500）</li> <li>・砂付ルーフィング（800）</li> <li>・ストレッチルーフィング（1800）</li> <li>・保護歩行板（砂付アスファルト成形板 厚6mm）</li> </ul> ○合成高分子系ルーフィングシート <ul style="list-style-type: none"> <li>・加硫ゴム系シート</li> </ul>	法令等に基づき発散しない措置を講じ、監督官の指定する場所へ集積保管
	<b>【産業廃棄物】</b> ○シーリング <ul style="list-style-type: none"> <li>・変成シリコーン系</li> </ul>	区分毎に分別し監督官の指定する場所へ集積

### 3.1 産業廃棄物処理

a) 本工事により発生する産業廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」に基づいて適正に処分する。

b) 本工事の施工により発生する産業廃棄物の処分（又は特定建設資材の再資源化に係る処分）は次のとおり見込んでいる。なお、現場から受入れ場所までの運搬距離、受入れ費用および発生概数量については監督官と協議の上、精算するものとする。

なお本工事の施工により発生する産業廃棄物の処分は以下のとおり見込んでいる。

#### 【参考】

項目	石綿含有廃棄物 ・アスファルト防水 ・シート防水	廃油 ・アスファルト防水 ・タービッチ ・揮発油類	廃材プラスチック類 ・シーリング材 ・廃合成樹脂建材 ・廃発泡スチロール等 ・ポリスチレンフォーム保温材	ガラス屑及び陶磁器屑 ・ガラス屑 ・タイル衛生陶器屑 ・グラスウール保温材
運搬距離 [km]	73.0		68.0	
受入れ時間帯	8:30～16:30		8:30～16:30	
受入費用 [円/kg] ※循環税別途 (焼却除く)	アスファルト防水、シート防水 80 (埋立)		シーリング材 200 (焼却)	
仮置き等の条件	監督官の指示による		監督官の指示による	
マニフェスト	監督官に提出		監督官に提出	

(注) 本工事契約後、明らかになったやむを得ない事情により、上記によりがたい場合は監督官と協議する。